幸田町認知症高齢者等個人賠償責任保険を利用しませんか

★幸田町認知症高齢者等個人賠償責任保険事業とは？★

認知症状等がみられる方が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を破損させたり等、法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われる保険に幸田町が加入し、本人やそのご家族を支援する制度です。

★保険の内容は？★

例えば

●誤って線路に入り、電車等を止めてしまい、鉄道会社から振替輸送費用などを請求された

●徘徊時に他人にケガを負わせてしまった

●日常生活における事故で他人の物を壊してしまった

などに対し、１億円を上限に補償します。

また、法律上の損害賠償責任が発生した場合、保険会社が対象者に代わって示談交渉も行います。

対象者やそのご家族の保険料負担はありません

★対象者は？★

幸田町行方不明者事前登録制度に登録した方全員が対象です。

損害賠償責任保険事業のみの加入はできません

～幸田町行方不明者事前登録制度とは～

認知症状等がみられ、歩行が可能で、行方不明になる可能性のある方を、あらかじめ本人の身体的特徴や連絡先、写真などを登録しておくものです。

申込み・お問合せ先

幸田町　健康福祉部福祉課　包括ケアグループ

電　　話　０５６４－６２－１１１１（内線１５４）

ファックス　０５６４－５６－６２１８

幸田町行方不明者等事前登録しませんか

幸田町では、認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者等の身体的特徴や緊急連絡先、顔写真などを事前に登録することで、万が一行方不明になった場合などの緊急時に、素早く適切な対応できるよう、家族等同意のもと、登録された内容や顔写真を警察署等各関係機関に情報提供することを目的として「行方不明者等事前登録」を行っています。

早期発見につながるよう、また、保護された時の身元の確認が迅速にできるよう、徘徊が心配されるご家族の方は、事前登録しておく事をお勧めします。

★対象者は？★

認知症状等があり、歩行が可能で、行方不明になる可能性のある、在宅で生活している方が対象です。

病院等に入院していたり、介護保険の施設サービスや居住系サービス、障害者支援施設等、施設に入所している方は対象外です。

★申請は？★

登録申請書に必要事項を記入のうえ、登録対象者の写真（全身のものと顔アップのもの）をもって福祉課に申請してください。登録申請書は役場１階５番窓口、町ホームページ、幸田町内の各地域包括支援センターにもあります。また、担当のケアマネージャーにも配布してありますのでご相談してみてください。

★万が一行方不明になったら？★

ためらわずに岡崎警察署（５８－０１１０）または１１０番へ

「迷惑をかけないように」とまずはご家族で探され、その後警察に届け出ることが多いのが現状です。しかし、時間がたてばたつほど捜索範囲は広がり、発見が難しくなります。

いなくなったら迷わず警察へ届け出してください

申込み・お問合せ先
幸田町　健康福祉部福祉課　包括ケアグループ
電　　話　０５６４－６２－１１１１（内線１５４）
ファックス　０５６４－５６－６２１８